



向精神薬指定のご案内

アモバンテス錠7.5（一般名：ゾピクロン）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこの度、平成28年9月14日付けにて「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布され、弊社取り扱い製品アモバンテス錠7.5（製造販売元：小林化工株式会社）の有効成分であるゾピクロンが第三種向精神薬に指定されましたので、ご案内申し上げます。

これにより、当該製品につきましては、本政令の施行日（平成28年10月14日）以降、向精神薬の取り扱い及び保管に基づく管理が必要となりますことから、各医療機関様におかれましてもご対応をお願い申し上げます。尚、製品本体につきましては、一時的に㊟表示のない製品が流通することになりますが、向精神薬に求められる包装資材等への表示義務について、政令施行後2年間の経過措置期間（平成30年10月13日満了）が設けられておりますため、具体的な変更時期等につきましては、確定次第、改めてご案内申し上げます。

また、本指定に伴いまして、今後、厚生労働省から向精神薬として投薬期間の制限に関する告示がなされる予定となっており、本件につきましても、告示があり次第、ご案内申し上げます。

以上、何卒、宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

製品名	包装規格※	薬価基準収載 医薬品コード※	統一商品コード※
アモバンテス錠7.5	PTP100T	1129007F1034	436114036
	PTP1000T		436114074
	バラ1000T		436114272

※包装規格・薬価基準収載医薬品コード・統一商品コードに変更はございません。

以上